

令和健康科学大学図書館規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学(以下「大学」という。) 学則第51条に基づき、図書館に関して必要な規程を定める。

(使命)

第2条 図書館は、大学に必要な図書館資料(以下「資料」という。)を収集・管理し、大学の教職員・学生の利用に供し、教育及び学術研究に資するとともに、地域貢献の観点から広く市民に開放することを使命とする。

(組織)

第3条 図書館に図書館長(以下「館長」という。)、司書及びその他の職員を置く。

- (1) 館長は、図書館の管理及び運営を統括する。
- (2) 館長は、本学の職員の中から学長が指名する。館長の任期は2年とし、再任させることができる。
- (3) 司書及びその他の職員は、図書館の業務に従事する。

(運営)

第4条 図書館の運営については、図書館委員会を設け審議する。

2 図書館委員会については別に定める。

(利用)

第5条 図書館の利用に関する規程は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。